

再福  
生。島

# 被災地の復興・再生に向けた 環境省の取組

2024年2月18日

環境省

# 避難指示の解除に向けた取組

- **特定復興再生拠点区域**において、除染や家屋等の解体を実施。2023年11月末で6町村全ての特定復興再生拠点区域の避難指示が解除。
- 引き続き、特定復興再生拠点区域における家屋等の解体、**フォローアップ除染等**を実施。
- 特定復興再生拠点区域外については、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく政府方針。
- **特定帰還居住区域**についても、区域が設定された後、**除染や家屋等の解体を迅速に実施**。
- **大熊町・双葉町**の一部の地域については、昨年9月の区域設定を受け、**12月に除染や家屋等の解体に着手**。
- 本年1月に区域設定された**浪江町**、2月に区域設定された**富岡町**についても、除染や家屋等の解体の**早期着手に向け準備**。



## ◇特定帰還居住区域での除染の様子



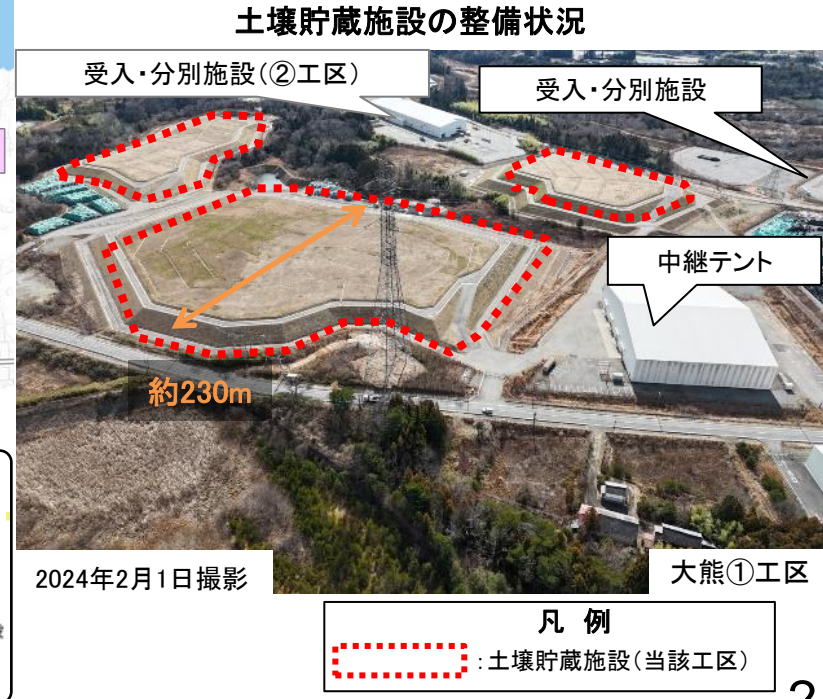
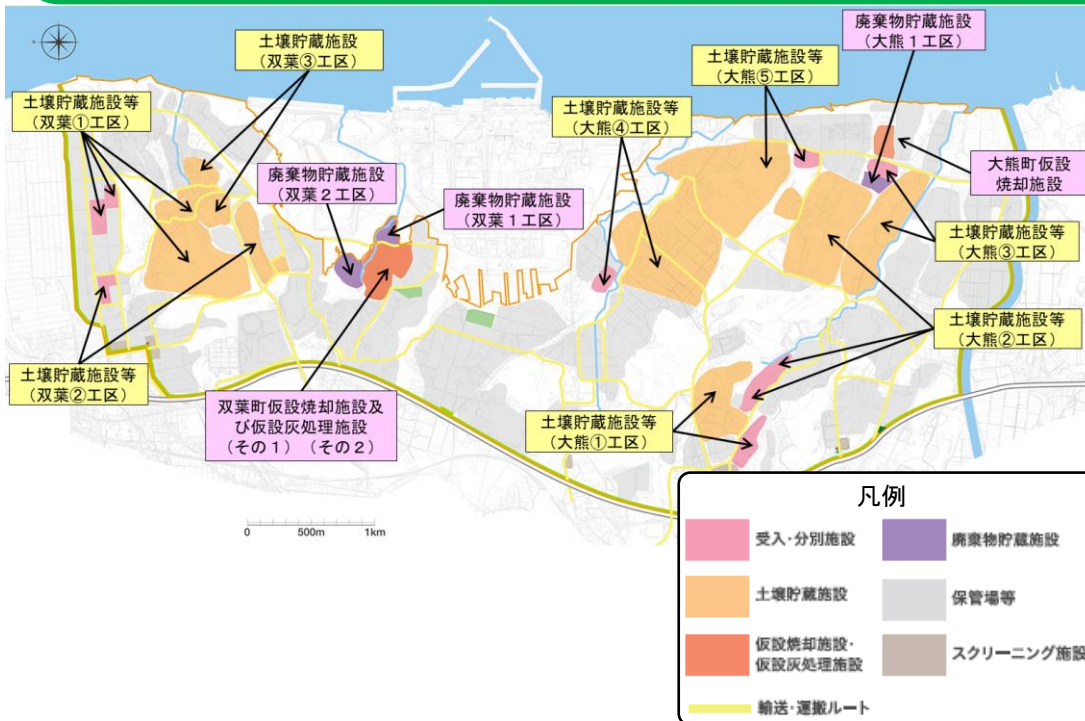
大熊町 下野上一区



双葉町 三字行政区

# 中間貯蔵施設事業の状況

- 中間貯蔵施設とは、福島県内の除染により発生した除去土壌や廃棄物、10万Bq/kgを超える焼却灰等について、中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分までの間、安全かつ集中的に管理・保管するための施設であり、その区域は約1,600ha(渋谷区とほぼ同じ面積)
- 大変重いご決断で大熊町・双葉町に受け入れを容認いただいた。引き続き、安全第一を旨として、中間貯蔵施設事業に取り組む。
- 福島県内の除染で発生した除去土壌等(帰還困難区域を含む。)**について、**2024年1月末時点で、累積約1,376万m<sup>3</sup>を中間貯蔵施設へ搬入。**
- 搬出が完了した仮置場については、土地所有者や地元市町村等とも調整しながら、原状回復を実施し、土地所有者に順次返地。国管理の仮置場については、331箇所のうち208箇所<sup>※</sup>で返地済み。(2023年12月末時点)





- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内(2045年3月まで)に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることと法律で規定。
- 最終処分の実現に向けて、再生利用の実証事業や減容化の技術開発等で得られた知見、IAEA等の有識者からの助言等を踏まえ、減容技術の絞り込みや、最終処分・再生利用の基準、最終処分場の構造、必要面積等について、2024年度中のとりまとめに向け、検討を本格化。
- 2025年度以降速やかに、再生利用や最終処分の事業実施に向けた議論を開始できるよう、地域とのコミュニケーションのあり方等について検討する有識者会議を設置し、議論を開始。

◇福島県飯舘村長泥地区での実証事業

◇福島県内での道路盛土実証事業

◇減容化技術実証事業  
(飛灰洗浄実証試験)



洗浄工程設備

# 再生利用・最終処分に係る理解醸成

- 除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国民的な理解醸成が必要不可欠。次世代向けの理解醸成（大学等での講義、現地WS等）、現地見学会、WEBメディアを活用した情報発信、除去土壌を用いた鉢植え・プランターの設置を始めとした各種取組を展開中。
- 来年度は、再生利用・最終処分の安全性・必要性等について、理解醸成において重要な対象者である次世代、自治体、メディア等への情報発信を更に進める等により、理解醸成の取組を強化。

## 次世代向けの取組



大学等での講義



## 現場見学



福島県内市町村長



福島、その先の環境へ。ツアー参加者

中間貯蔵施設や飯館村長泥地区の実証事業事業エリアを対象とした現地見学会を開催

## WEBメディアを活用した情報発信

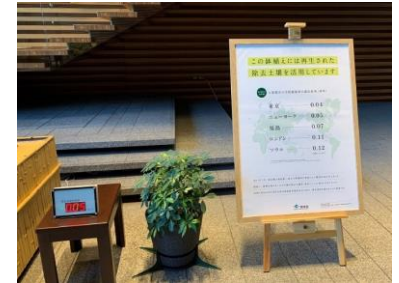


WEBメディアと連携したイベント



インフルエンサー（Youtuber）と連携した情報発信

## 除去土壌を用いた鉢植え等の設置



総理大臣官邸



環境大臣室

〔2024年1月末時点で23施設に設置済み〕

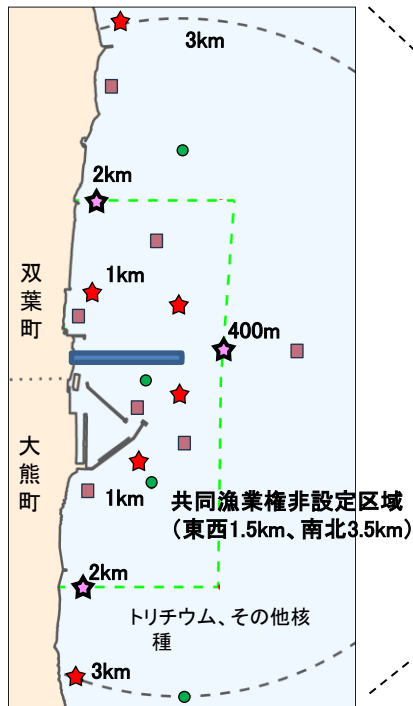
# ALPS処理水放出後の海水のモニタリング結果の概要

- 令和5年8月24日の放出開始後、モニタリングを強化・拡充し、速報のための分析や精密な分析を高頻度で実施。
- 環境省、原子力規制委員会、福島県の分析結果では、トリチウム濃度は検出下限値未満～5.0Bq/L
- 放出口近くでは国内の過去の変動の範囲内であったほか、放水口から数km離れば、ほぼ放出前と変わらない濃度となっている。本結果は、ウェブサイトやSNSでも発信。

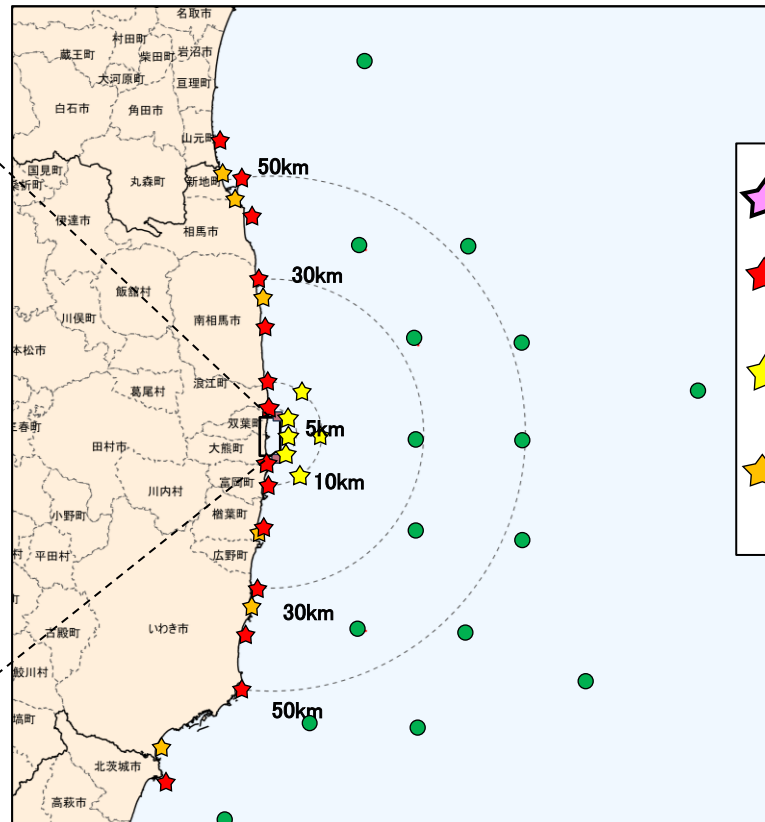
(参考)原子炉等規制法に基づく規制基準:60,000 Bq/L、WHOの飲料水基準:10,000 Bq/L

東京電力が放出停止を判断する値:発電所から3km以内では700 Bq/L、10km四方内では30 Bq/L

【拡大図】



【広域図】



- ☆: 海水中のトリチウムを測定(迅速及び精密分析)その他の関連核種を測定(計3測点)
- ★: 海水中のトリチウムを測定(迅速及び精密分析を実施、計20測点)
- ★: 海水中のトリチウムを測定(精密分析を実施、計6測点)
- ★: 海水浴場における海水中のトリチウムを測定(計6測点)

- ★: 環境省の測点(計35測点)
- ★: 原子力規制委員会の測点(計20測点)
- : 福島県の測点(計9測点)